

11月は「いじめ撲滅強調月間」です

いじめられた子どもには心身に深刻な被害が生じることがあります。いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。

埼玉県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめ問題の根絶に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら一人で悩まず相談・通報してください。

よい子の電話教育相談

いじめ、不登校、学校生活に関する相談

【24時間365日対応】

子ども専用（18歳以下）※通話料無料

☎ #7300 ☎ 0120-86-3192

保護者専用 ☎ 048-556-0874

Eメール相談 ✉ soudan@spec.ed.jp

埼玉いのちの電話

【24時間365日対応】

☎ 048-645-4343

【毎日 午後4時～9時】

【毎月10日のみ 午前8時～翌日午前8時】

☎ 0120-783-556

【毎日 午前10時～午後10時】

☎ 0570-783-556

インターネット相談



埼玉いのちの電話
インターネット相談

いじめ通報窓口

「いじめ」に関する通報

※いじめについての情報提供のみ受付
※通報された情報は学校に提供します
※通報者が分からないように調査・対応します



小・中・高校生の「いじめ」に関する通報サイト

埼玉県警察少年サポートセンター

非行やいじめ、犯罪被害などに関する相談

【月～金 午前8時30分～午後5時15分】

（土日・祝日・年末年始除く）

少年用 ☎ 048-861-1152

保護者等用 ☎ 048-865-4152

※面接相談は要予約

子どもスマイルネット

【毎日 午前10時30分～午後6時】

☎ 048-822-7007（祝日・年末年始除く）

さいたまチャイルドライン

【毎日 午後4時～9時】

子ども専用（18歳以下）☎ 0120-99-7777

オンラインチャット <https://childline.or.jp/>

埼玉県こころの電話

心の健康に関する相談

【月～金 午前9時～午後5時】

☎ 048-723-1447（土日・祝日・年末年始除く）

埼玉県SNS相談 こころのサポート@埼玉

こころに関する相談

【日 午後9時～翌日6時】

【月 午後9時～翌日1時】

※受付は終了30分前まで



県ホームページ
QRコード

子どもの人権110番

【月～金 午前8時30分～午後5時15分】

☎ 0120-007-110（土日・祝日・年末年始除く）

子どもの人権SOS-eメール

<https://www.jinken.go.jp/kodomo>



子どもの人権SOS
eメールサイト

問合せ＝埼玉県 青少年課 ☎ 048-830-2907

11月は「児童虐待防止推進月間」です

子育てをするなかで、「しつけのため」と怒鳴ったり、叩いたりしてはいませんか。一見、効果があるように見えても、それは体罰等の恐怖によって行動した姿であり、自分で考えて行動した姿ではありません。また、その恐怖は子どもの心や成長に大きなダメージを受けることもあります。保護者が「しつけ」と思っている、子どもにとって悪影響を与える行為は『虐待』です。

児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき問題であり、子どもの命と権利、そして子どもの未来を守っていかねばなりません。



「児童虐待かも…」と思ったら、すぐにお電話ください。

通話料無料

児童相談所
虐待対応
ダイヤル

いちはやく
189

- 24時間受付・通話料は無料です。
 - お住まいの地域の児童相談所につながります。
 - 通告・相談は匿名で行うことも可能です。
 - 通告・相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。
- ※一部のIP電話からはつながりません。



子育てに不安はつきものです。困ったら相談しましょう。

- ・美里町子ども家庭総合支援拠点（福祉課内） ☎ 76-5132
- ・美里町子育て包括支援センター（保健センター内） ☎ 76-2855
- ・児童相談所相談専用ダイヤル ☎ 0120-189-783
- ・親子のための相談LINE（子ども家庭庁ホームページをご確認ください）



子ども家庭庁ホームページ
QRコード

問合せ＝福祉課 子ども福祉係 ☎ 76-5132

「愛の募金」活動へのご協力ありがとうございました！

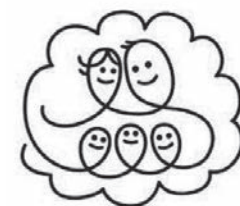


7月に更生保護女性会が「社会を明るくする運動」の一環として「愛の募金」活動を実施しました。

福祉課の窓口に募金箱を設置したところ、8月までの2か月間で118,000円の募金がありました。

この募金は、青少年育成・子育て支援活動・更生保護施設への助成などに活用されます。

ご協力いただいた皆さま、誠にありがとうございました。



やっぱり、家族っていいね。

家族の日
家族の週間

家族の日は、11月第3日曜日 家族の週間は、家族の日 前後各1週間

家族の日 11月19日(日)

家族の週間 11月12日(日)～25日(土)

子どもと子育てを応援する社会の実現のためには、子どもを大切に、社会全体で子育てを支え、個人の希望がかなえられるバランスの取れた総合的な子育て支援を推進していく必要があります。家族や地域の大切さ、子どもを社会全体で温かく包み込む大切さ等について理解を深めてもらうため、平成19年度から11月第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」と定め、この期間を中心として理解促進を図っています。